

### 随意契約（相手方指定）調書

件名	校内ネットワーク及びプリンタドライバ等設定委託	No.5200466
工（納）期	平成28年 8月11日 から 平成28年 8月31日まで	
契約締結日	平成28年 8月10日	
契約金額	7,516,800円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社内田洋行 営業本部 （法人番号：3010601023321）
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	平成 28 年 7 月28日

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>校内ネットワーク及びプリンタドライバ等設定委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称：株式会社内田洋行 所在地：東京都江東区東陽 2 - 3 - 2 5 代表者：取締役常務執行役員営業本部 副本部長 高井 尚一郎</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、別途契約する「賃貸借契約（電子黒板用周辺機器他）」により調達した機器を、タブレットPCを含む既存ICT環境で利用できるよう設定するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>上記事業者は、「荒川区タブレットPC他導入運用委託」を区と締結し、既存校内ネットワークの設計構築やタブレットPCの利用環境の設計構築・運用保守を担っている。本件は当該契約の追加設定の性質を有しており、既存環境を熟知している上記業者は、正確かつ迅速な設定が可能である。</p> <p>新たに調達した機器がタブレットPCへ正しく設定されたかどうかはタブレットPCの運用を担う上記事業者が確認を行わなければ、確実な対応が困難である。</p> <p>他の事業者が作業を行った場合、障害発生時の責任の所在が不明確となることが考えられ、上記業者が妥当と考えられる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>